

## 名古屋市交通局管理規程第7号

乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

附則第8項第2号ア中「3,450円」を「3,730円」に、「2,410円」を「2,610円」に改める。

附則第10項ただし書中「2,410円」を「2,610円」に改める。

附則別表時間制運賃の部大型車の項中「6,820円」を「7,430円」に改め、同部中型車の項中「5,760円」を「6,270円」に改め、同表距離制運賃の部大型車の項中「140円」を「150円」に改め、同部中型車の項中「120円」を「130円」に改める。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。